

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 5. 12

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

在外投票所の設置・運営: 在外選管委が選挙日前 14 日から 9 日までの間で決める期間

- 在外投票所は在外選挙管理委員会が選挙日前 14 日から選挙日前 9 日までの期間中 6 日以内の期間を定めて公館などに設置・運営して、在外選挙人および国外不在者申告人は在外投票所運営期間中投票できます。

在外選挙管理委員会は選挙日前 14 日から選挙日前 9 日までの期間中 6 日以内の期間を定めて公館に在外投票所を設置・運営します。ただし、公館の狭小などの理由でやむをえず公館に在外投票所を設置できない場合には韓国人学校、韓国人会館など公館以外の施設に在外投票所を設置できます。在外投票所の名称・所在地と運営期間などは選挙日前 20 日までにインターネット ホームページ等を通して確認できるし、在外投票所は在外投票期間中、現地時刻で毎日午前 10 時から午後 5 時まで運営します(公休日含む)。また、在外投票所におく投票事務員は公正で中立的な人の中で在外選挙管理委員会が委嘱します。

※在外選挙人および国外不在者申告人が投票用紙などを持って帰国した場合には選挙日前 6 日から 2 日間設置・運営する国内の不在者投票所のどこでも投票できます。

※在外選挙投票場所・期間など

投票場所	在外公館(やむをえない場合、公館代替施設)に設置された在外投票所
投票期間	在外選管委が選挙日前 14 日から 9 日までの間で決める期間
投票時間	午前 10 時から午後 5 時まで(公休日含む)

選挙管理委員会は**政治的中立と**
公正な選挙管理を最優先しています